

大

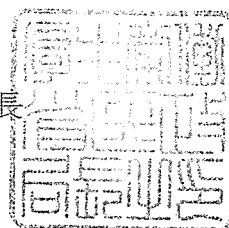
写

医政発第0219001号

平成21年2月19日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の一部改正について

今般、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正に伴い、看護師養成所への入学資格の確認の書類に高等学校卒業程度認定試験に係る証明書が含まれることとなったことを踏まえ、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）の一部改正と併せて、「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」（平成13年1月5日健政発第5号）の一部を別紙の通り改正することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管下の養成所等に対して周知方願いたい。

看護師等養成所の運営に関する指導要領について

(下線は改正部分)

新	旧
<p>第一～二 (略)</p> <p>第三 学生に関する事項</p> <p>1 入学資格の確認</p> <p>入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護師養成所</p> <p>ア 三年課程及び三年課程(定時制)にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二六号)第九〇条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類</p> <p>(ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</p> <p>(イ) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第一一号)第一五〇条第五号に該当する者にあつては、<u>高等学校卒業程度認定試験の合格証明書、合格成績証明書又は合格見込成績証明書</u></p> <p>(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の者で、学校教育法第九〇条に該当するものにあつては、それを証明する書類</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第四 (略)</p> <p>第五 教育に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 単位制について (略)</p> <p>(2) 単位の認定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第三及び第三の二</p>	<p>第一～二 (略)</p> <p>第三 学生に関する事項</p> <p>1 入学資格の確認</p> <p>入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護師養成所</p> <p>ア 三年課程及び三年課程(定時制)にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二六号)第九〇条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類</p> <p>(ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</p> <p>(イ) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第一一号)第一五〇条第四号に該当する者にあつては、<u>大学入学資格検定合格証書又は合格証明書</u></p> <p>(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の者で、学校教育法第九〇条に該当するものにあつては、それを証明する書類</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第四 (略)</p> <p>第五 教育に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 単位制について (略)</p> <p>(2) 単位の認定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第三及び第三の二</p>

に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二及び別表三の二備考三にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六二年法律第三〇号）第三九条第一号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成一九年厚生労働省令第四二号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和六二年厚生省令第五〇号）別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二〇年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表三及び別表三の二に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4～5 （略）

第六～第八 （略）

に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二及び別表三の二備考三にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六二年法律第三〇号）第三九条第一号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和六二年厚生省令第五〇号）別表第四に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

4～5 （略）

第六～第八 （略）